

都立高校の魅力向上等に係る懇談会専門部会設置要綱

令和 7 年 12 月 1 日制定 7 教学高第 2627 号

令和 8 年 6 月 2 5 日改正 8 教学高第 1 2 6 3 号

(設置する専門部会及び検討事項)

第 1 条 「都立高校の魅力向上等に係る懇談会設置要綱」(令和 7 年 9 月 25 日付 7 教学高第 2093 号。

以下「要綱」という。) 第 7 条第 2 項の規定及び都立高校の魅力向上等に係る懇談会（以下「懇談会」という。）の座長の指示に基づき、次のとおり都立高校の魅力向上等に係る懇談会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、それぞれ掲げる事項について検討するものとする。

- (1) グローバル化やデジタル化等に対応できる人材づくりに関する事項
- (2) 多様な生徒を確実に支えるしくみづくりに関する事項
- (3) 将来の東京を担う人材を生み出す都立高校づくりに関する事項
- (4) その他、懇談会の座長が指示した事項

2 専門部会は、懇談会の座長が検討を指示した事項について検討を行い、取りまとめ次第速やかに結果を座長へ報告するものとする。

(委員等)

第 2 条 専門部会は、原則として前条第 1 項に掲げた事項ごとに、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和 10 年 3 月 31 日まで、又は懇談会の要綱が廃止される日までのいずれか早い日とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(部会長)

第 4 条 専門部会には部会長を置く。

2 部会長は、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第 6 条 専門部会の検討事項の整理、その他部会長から指示のあった事項を処理するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(公開)

第 7 条 専門部会は、原則公開とする。ただし、部会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

2 専門部会の資料及び議事要旨については原則公開とし、部会長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 ワーキンググループは、原則非公開とする。

(謝金)

第 8 条 専門部会及びワーキンググループ（以下「専門部会等」という。）に出席した者（東京都職員及び県費負担教職員を除く。）に対し、謝金を支払うものとする。謝金額については、講師等謝金支払基準（東京都教職員研修センター）に基づき決定する。

(事務局)

第 9 条 専門部会等の事務局は、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課とする。

(その他)

第 10 条 この要領で定めるもののほか、専門部会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。